

# 下小岩小学校 保護者の会 会則

---

## 第1条(名称)

本会は「下小岩小学校 保護者の会」(以下「本会」という)と称する。  
本会は会則に基づき組織・運営される団体であり、特定の個人に帰属するものではない。

---

## 第2条(設立)

本会は2026年4月1日に設立する。

---

## 第3条(所在地)

本会の所在地は、東京都江戸川区立下小岩小学校内(東京都江戸川区南小岩5-5-1)とする

---

## 第4条(目的)

本会は、保護者相互の親睦と協力を図り、学校との連携を大切にしながら、次の事項を目的とする。

- 児童の健全な育成および校内外活動の支援
- 登下校時の安全確保と事故・犯罪の未然防止
- 子どもを社会全体で育てる意識の醸成

本会は、無理なく・できる範囲で・関わりたい人が関わることを基本理念とする。

---

## 第5条(活動内容)

本会は前条の目的達成のため、次の活動を行う。

- 旗振り・見守り活動の運営
  - 学校行事等のサポート
  - イベントの企画・運営
  - 保護者・地域との交流活動
  - その他、本会の目的に沿う活動
-

## 第6条(会員)

1. 本会の趣旨に賛同する保護者、OBOG、地域ボランティア等を会員とする。
  2. 入退会は任意とし、強制しない。
  3. 活動への参加も完全任意とする。
- 

## 第7条(組織)

本会に次の役職を置く。

### 1. 共同代表

- 本会を代表する
- 複数名による連名制とする

### 2. 会計

- 本会の会計事務を担当する
- 必要に応じ複数名で担当することができる

### 3. 監査

- 会計の執行状況を確認する
- 運営チームから独立した立場とする
- 在校保護者に限らず、本会の趣旨に賛同する者の中から選任できる

### 4. 運営チーム

- 活動の企画・運営・取りまとめを行う

### 5. サポーター

- 都度希望制で参加する
- 

## 第8条(金融機関における代表)

本会は共同代表制とする。

金融機関における口座名義人は、共同代表のうち1名とし、代表者会議により定める。

---

## 第9条(任期)

各役職の任期は原則1年とし、再任を妨げない。

---

## 第10条(会費および財務)

1. 本会は原則として会費を徴収しない。
  2. 必要に応じ、イベント収益・寄付金等により運営する。
  3. 本会の資金は本会名義の金融機関口座にて管理する。
  4. 会計は収支を適切に記録し、監査の確認を受けるとともに、年1回以上、会員に対して収支報告を行う
- 

## 第11条(意思決定)

本会の運営に関する事項は、共同代表および運営チームで協議し決定する。  
必要に応じ会員の意見を聴取する。

---

## 第12条(外部との関係)

本会は学校と対等な立場で意見交換を行い、協働する。  
外部団体との連携が必要な場合は、都度協議のうえ決定する。

---

## 第13条(団体の継続)

本会は、役員または会員の変更があった場合でも継続して存続する団体とする。

---

## 第14条(個人情報)

会員の個人情報は、本会の活動目的以外には使用しない。

---

## 第15条(免責)

本会は、活動において安全配慮に努めるものとする。

ただし、本会は任意参加の活動であり、各参加者は自己の責任において参加するものとし、本会は故意または明らかな過失がある場合を除き、その責任を負わない。

---

## 第16条(改正)

本会則は、共同代表および運営チームの協議により改正することができる。

---

## 附則

本会則は2026年4月1日より施行する。